

倉吉文化団体協議会活動支援申請書について（回答）

- 提出者：倉吉文化団体協議会
- 受付日：平成25年1月17日
- 回答日：平成25年2月14日

1. 倉吉文化団体協議会加盟団体の活動拠点の担保について

【回答】商工課（電話22-8129）

代替施設に関する情報を提供させていただくなど連携・協力をさせていただきます。

2. 倉吉市勤労青少年ホームの終息に伴う用途変更協議に、文化活動団体の意向聴取の担保について

【回答】商工課（電話22-8129）

勤労青少年ホームの施設本来の目的である勤労青少年の利用が減少する一方、文化団体等による利用が盛んに行われている実態に即し、今後利用目的を変更するもので、現在利用されている皆さまの利用に大きな変更は生じないものとなります。

また、耐震補強工事を実施しますが、施設に新たな機能を追加するための工事ではないことをご理解いただきたいと思います。

3. 倉吉文化団体協議会事務局設置場所の確保及び事務局員の配置について

【回答】観光交流課（電話22-8158）

勤労青少年ホームの耐震補強工事期間中の事務所の確保については、商工課と連携して代替場所の確保に努めて参りますので、貴会の協力をお願いいたします。また、工事後は、現在の利用実態に即した「文化団体活動を基軸に市民が多目的に利用できる施設」として活用するよう検討しているところであり、現時点では6月を目処に条例の整備を行い、その後に新施設の指定管理者の公募を行うよう考えているところでもあります。

なお、事務局員の配置など組織運営に係る支援は困難です。